

令和4年度 第5回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和 4 年 8 月 2 6 日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎 3 階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和 4 年 8 月 2 6 日 同 日	午後 1 時 2 5 分 午後 2 時 0 0 分	開 会 閉 会 議 長 伊 田 由 夫
議 長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			【農業委員】 定員 10名 出席 10名 欠席 0名 【農地利用最適化推進委員】 定員 8名 出席 8名 欠席 0名
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要	
1	小 林 勇	出 席	推 1	千 代 間 功	出 席	
2	田 島 克 美	出 席	推 2	秋 庭 諭	出 席	
3	宮 澤 義 和	出 席	推 3	笹 野 正 人	出 席	
4	笹 野 英 三	出 席	推 4	金 子 隆 一	出 席	
5	大 澤 明 子	出 席	推 5	大 室 禎 三	出 席	
6	伊 田 由 夫	出 席	推 6	吉 田 克 之	出 席	
7	松 本 眞 一	出 席	推 7	篠 田 邦 広	出 席	
8	小 宮 一 博	出 席	推 8	赤 間 恵 美	出 席	
9	福 田 實	出 席				
10	瀬 戸 直 行	出 席				

出 頭 者			
事 務 局	事務局長 大久保栄樹	事務局長補佐兼農地係長 小林 浩（説明）	事務局 吉澤和巳（書記）
説 明 者	2 番 田島委員 8 番 小宮委員 推 4 番 金子委員 推 6 番 吉田委員		
開会 午後 1 時 2 5 分	事務局長	開会	
	会 長	あいさつ	
	議 長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員 1 0 名、欠席委員 0 名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員 8 名、欠席委員 0 名。	
議事録署名人の指名	議 長	議事録署名人に、9 番 福田委員、1 0 番 瀬戸委員を指名する。	
議案上程	議 長	第 1 号から第 4 号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1 時 3 0 分	事 務 局	1) 第 1 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第 1 番の案件については、農家住宅敷地の一部として使用していた農機具置場等が農地のままであり、農業経営に必要であることから転用（追認）したいとする申請です。 2) 第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第 1 番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。 第 2 番の案件については、木製家具・建具の製造販売業を営んでいる譲受人が、所有している古民家に隣接する農地を、古民家再生のための資材等を保管する資材置場（兼駐車場）として転用したいとする申請です。 第 3 番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。 第 4 番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。	

		第5番の案件については、経営している医院の駐車場が、県道 27号線の拡張により収用されるため、隣接する農地を駐車場として敷地拡張したいとする申請です。 第6番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を借り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。 第7番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を借り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。 3) 第3号議案、農用地利用配分計画(案)の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。 今回の計画(案)については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地1筆、1,676㎡について配分を行うものです。 詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。 4) 第4号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について議案を朗読する。 町が定める農業振興地域整備計画を変更する場合には、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」の第3条の2により、町長が農業委員会の意見を聴くこととなっております。 今回1件の申出がされたため、意見を求められたものです。 この案件については、事業計画者が所有している資材置場の隣接を敷地拡張する計画をしており、隣接する農地の転用を申請する前段階の申出です。
地区委員会付託	議 長	事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。
午後 1時35分		
再開		
午後 1時40分	議 長	再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。
		第4号議案1番を北地区、第2号議案1番を東地区、第1号議案1番、第2号3番、5番、6番、7番を西地区、第2号議案2番、4番を南地区の順で報告願います。
	8番 小宮委員	北地区の案件について報告する。

北地区の案件につきましては、8月21日の午後4時30分から担当委員5名で現地確認を行いました。

第4号議案、吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について1番の案件、この案件は、土建業を営む申出人が、ほかで借りている資材置場の更新ができなくなったことから、所有している資材置場の隣地を敷地拡張するために農用地区域からの除外申出であり、町が農振除外の審査を済ませておりますので、北地区の担当委員としては、農振除外はやむを得ないと判断します。

2 番 田島委員

東地区の案件について報告する。

東地区の案件につきましては、8月22日の午後4時30分から担当委員5名で現地確認を行いました。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について1番の案件は、自己用住宅の建築を計画している譲受人が、申請地に住宅を建築するための申請です。

関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。

推4番 金子委員

西地区の案件について報告する。

西地区の案件については5件ありますが、8月20日の午前8時30分から担当委員4名で現地確認を行いました。

第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について1番の案件は、農家住宅の敷地として利用していた土地が農地のままであったため追認の申請をするもので、農業経営を継続するために必要な敷地であることから、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について3番及び6番並びに7番の案件は、自己用住宅の建築を計画している譲受人及び借受人が、申請地に住宅を建築するための申請です。

関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。

	第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について5番の案件は、経営する医院の駐車場が、県道拡幅のため一部が収用されることから、隣接する農地を駐車場として敷地拡張する申請です。 農振除外の法定手続が終了し、青地から白地になったことから転用申請となり、関係書類等も添付されていることから、西地区の担当委員としてはやむを得ないと判断します。 推6番 吉田委員 南地区の案件について報告する。 南地区の案件につきましては、8月20日の午前8時から担当委員4名で現地確認を行いました。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について2番の案件は、木製家具製造業を営む譲受人が、所有する古民家の大規模改修リノベーションに伴い、隣接地を資材置場に転用する申請です。 周辺は、太陽光設備や宅地に挟まれ、申請地は不耕作地であることから、南地区の担当委員としてはやむを得ないと判断します。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について4番の案件は、自己用住宅の建築を計画している譲受人が、申請地に住宅を建築するための申請です。 関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、南地区の担当委員としては問題ないと判断します。 質疑 午後 1時50分 議長 報告が終わり、質疑を開始する。 1番 小林委員 事務局 第1号議案と第2号議案6番の申請に関連性はあるのか。 第2号議案6番の借受人が孫にあたり、第1号議案の申請人兼第2号議案6番の貸渡人が祖父になります。 孫が自己用住宅の建築にあたり、祖父の農地を調査したところ農家住宅の敷地として利用していた土地が農地のままであったため追認の申請になりました。
--	--

採決 午後 1時55分	議長 質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案、農地法第4条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案の農地利用配分計画（案）の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第4号議案の吉見農業振興地域整備計画の変更に係る答申について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。								
次回現地確認の日程 午後 2時00分	議長 次回現地確認の日程を確認する。 <table border="0"> <tr> <td>東地区 3 番 宮澤委員</td><td>9月22日 午後 4時00分から 東野ふれあいセンター集合</td></tr> <tr> <td>西地区 5 番 大澤委員</td><td>9月24日 午前 8時30分から 農協西吉見支店集合</td></tr> <tr> <td>南地区 7 番 松本委員</td><td>9月24日 午前 8時00分から 農協南吉見支店集合</td></tr> <tr> <td>北地区 10 番 瀬戸委員</td><td>9月24日 午後 4時30分から 農協北吉見支店集合</td></tr> </table>	東地区 3 番 宮澤委員	9月22日 午後 4時00分から 東野ふれあいセンター集合	西地区 5 番 大澤委員	9月24日 午前 8時30分から 農協西吉見支店集合	南地区 7 番 松本委員	9月24日 午前 8時00分から 農協南吉見支店集合	北地区 10 番 瀬戸委員	9月24日 午後 4時30分から 農協北吉見支店集合
東地区 3 番 宮澤委員	9月22日 午後 4時00分から 東野ふれあいセンター集合								
西地区 5 番 大澤委員	9月24日 午前 8時30分から 農協西吉見支店集合								
南地区 7 番 松本委員	9月24日 午前 8時00分から 農協南吉見支店集合								
北地区 10 番 瀬戸委員	9月24日 午後 4時30分から 農協北吉見支店集合								
報告事項 午後 2時00分	議長 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 事務局 2) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） ・地目変更 和名地内 1筆 57㎡ 議長 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 その他について事務局及び委員に確認するが何もないため終了する。								

閉会
午後 2時00分

議 長 次回開催予定 令和4年9月26日（月）午後1時30分開始を確認して閉会する。

その他特に重要と認める事項

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 4 年 9 月 26 日

議 長 伊 田 由 夫 

署名委員 福 田 真 

署名委員 瀬 戸 直 行 

